

## 別表十三（十）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第67条の4（転廃業助成金等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の102（転廃業助成金等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 3 措置法第67条の4第5項の規定の適用を受ける場合又は措置法第68条の102第6項の規定の適用を受ける場合には、「特別勘定に経理した金額17」には、これらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。